

# 令和8年度第3回教育委員会定例会

## 議事日程及び議案等

令和8年6月26日（金）

16時15分

於：鹿児島市立美術館講堂

議事日程

令和8年6月26日（金） 16時15分

鹿児島市立美術館講堂

1 開 会

2 会議成立の宣告

3 会議録署名者の指名

4 会議の公開等について

5 議案審査順

公開予定（案）

定第19号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市教育委員会事務局等の職員の任免について〕

定第20号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市図書館協議会委員の解嘱及び委嘱について〕

報告事項(1) 市議会関係の審議等について

報告事項(2) 教育委員会関係の主な行事について

非公開予定（案）

定第21号議案 鹿児島市立小学校、中学校及び義務教育学校区審議会委員の委嘱の件

定第22号議案 鹿児島市社会教育委員の委嘱の件

定第23号議案 鹿児島市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱又は任命の件

報告事項(3) 鹿児島市立小学校、中学校及び義務教育学校区審議会への諮問について

報告事項(4) 令和8年安全功労者内閣総理大臣表彰受賞校について

6 その他

7 閉 会

代決処分の承認を求める件

鹿児島市教育委員会の事務局及び教育機関の職員の任免について、鹿児島市教育委員会事務委任等規則第4条第1項の規定に基づき、別紙のとおり代決したので、同条第2項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和8年6月26日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

(参 照)

鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（鹿児島市教育委員会教育長に対する委任事務）

第2条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第25条第1項及び第2項の規定により、教育委員会は、次に掲げる事務、第6条の事務及び鹿児島市教育委員会事務補助執行規程（平成9年教育委員会訓令第1号。以下「教育委員会事務補助執行規程」という。）の規定により市長の事務部局の職員に補助執行させる事務を除き、その権限に属する事務を鹿児島市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。

(1)～(3) 略す

(4) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事。

(5)～(20) 略す

（代決）

第4条 教育長は、緊急止むを得ないときは、第2条各号の教育委員会の権限に属する事務を代行することができる。

2 教育長は、前項の規定により教育委員会の権限に属する事務を代行したときは、すみやかに教育委員会に報告し、その承認を受けなければならない。

(令和8年6月1日付)

鹿児島市教育委員会事務局等職員人事異動

新	旧	氏 名
<p>( 係 長 級 )</p> <p>資産税課 主査</p> <p>人事課付 (市民文化部市民課) 主査</p> <p>( 一 般 職 員 )</p> <p>施設課</p>	<p>総務課付 主査</p> <p>保健体育課 主査</p> <p>危機管理課</p>	<p>橋口 慶吾</p> <p>栄楽 直樹</p> <p>大野 秀樹</p>

定第20号議案

代決処分の承認を求める件

鹿児島市図書館協議会委員の解嘱及び委嘱について、鹿児島市教育委員会事務委任等規則第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり代決したので、同条第2項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和8年6月26日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

記

〔解 嘱〕 令和8年5月30日付  
上村 宏明 （前：市PTA連合会副会長）

〔理 由〕 団体からの推薦者の変更に伴う解嘱

〔委 嘱〕 令和8年5月31日付  
瀬之口 裕美 （市PTA連合会副会長）

〔任 期〕 令和9年6月30日まで

〔理 由〕 団体からの推薦者の変更に伴う後任委員の委嘱

(参 照)

1 鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（代決）

第4条 教育長は、緊急止むを得ないときは、第2条各号の教育委員会の権限に属する事務を代行することができる。

2 教育長は、前項の規定により教育委員会の権限に属する事務を代行したときは、すみやかに教育委員会に報告し、その承認を受けなければならない。

2 図書館法（抜粋）

（図書館協議会）

第14条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第15条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方公共団体の長）が任命する。

第16条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

3 図書館法施行規則（抜粋）

第12条 法第16条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

4 鹿児島市図書館条例（抜粋）

（図書館協議会）

第8条 図書館に法第14条第1項の規定に基づき、鹿児島市図書館協議会（以下「図書館協議会」という。）を置く。

2 図書館協議会は、10人以内の委員をもって組織する。

3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 略す

## 鹿児島市図書館協議会委員名簿（案）

構 成	氏 名	所 属 ・ 職 名
学 校 教 育 関 係 者	松 久 保 鉄 也	明和小学校長
	福 島 三 鈴	河頭中学校長
	岩 松 え み	鹿児島商業高等学校教諭
社 会 教 育 関 係 者	坂 口 拓	鹿児島商工会議所 青年部
	西 村 真	鴨池公民館館長
家 庭 教 育 関 係 者	瀬 之 口 裕 美 (前：上村 宏明)	市PTA連合会副会長 (前：市PTA連合会副会長)
	榎 園 早 百 合	谷山中学校読み聞かせグループ「ルリユール」 代表
学 識 経 験 者	岩 下 雅 子	鹿児島純心大学 非常勤講師
	佐 藤 宏 之	鹿児島大学 法文教育学域教育学系教授
	松 尾 弘 徳	鹿児島国際大学 国際文化学部教授

〔任 期〕 令和7年7月1日から令和9年6月30日まで

※網掛けの委員の任期は、令和8年5月31日から令和9年6月30日まで(前任者の残任期間)

〔理 由〕 団体からの推薦者の変更に伴う解嘱及び後任委員の委嘱

〔女性委員の割合〕 50.0%

## 市議会関係の審議等について

- ・令和８年第２回市議会定例会

会期：６月１１日（木）～６月２９日（月）

- 第２８号議案 令和８年度鹿児島市一般会計補正予算（第１号）

教育委員会関係の主な行事について

- ・「美術館に行こう！ディック・ブルーナに学ぶモダン・アートの楽しみ方」  
7月17日(金)～8月30日(日)

**美術館に行こう！**  
ディック・ブルーナに学ぶ  
モダン・アートの楽しみ方



アート  
と  
っ  
て  
も  
お  
も  
し  
ろ  
い

**7.17日 → 8.30日**

■開館時間 9:30～18:00(入館は17:30まで)  
 ■休 日 7/24(水)、27(月)、8/3(日)、10/1(月)、17(月)  
 ■観 覧 料 一般 1,400円(1,200円)、高大生 1,000円(700円)  
 小学生 800円(500円)

■観覧料の軽減措置(小学生以下) 小学生以下は観覧料半額(観覧料が700円以下の場合)となります。  
 ※小学生以下は入館料が別途必要です。

■観覧券の取扱い  
 ●スマートフォン(ネット予約専用) <https://repla.jp>  
 ●インターネット予約専用(ネット予約専用)  
 ●スマートフォン、タブレット、PC専用(ネット予約専用)  
 ●ネット予約専用(ネット予約専用) ※観覧券の取扱いについては、観覧券の取扱いについて(観覧券)をご覧ください。

■観覧券の取扱い  
 ●観覧券の取扱いについては、観覧券の取扱いについて(観覧券)をご覧ください。

【主催】鹿児島県立美術館、鹿児島県立美術館、KYT鹿児島県立美術館  
 【協賛】ディック・ブルーナファンクラブ  
 【協 賛】鹿児島県立美術館、MITSUBISHI  
 【協賛】マツダ自動車

鹿児島市立美術館  
 KAGOSHIMA CITY MUSEUM OF ART

〒901-8511 鹿児島市中央1-1-1 TEL: 099-232-2863  
<http://www.city.kagoshima.lg.jp/museum/>




**美術館に行こう！**  
ディック・ブルーナに学ぶ  
モダン・アートの楽しみ方

「ミッフィー(うさこちゃん)の生みの親であるディック・ブルーナ(1927-2017)は、オランダを代表する絵本作家、グラフィックデザイナーのひとりです。我が手がけた数多くの絵本は、いきいきと描かれた個性豊かな世界で愛される人々と共に、時代を超えて子どもから大人まで世界中の人々に愛されています。

若い頃ピカソやマティスなどのモダン・アートに影響を受けたブルーナは、1957年に絵本「うさこちゃん、びじゅつかんへいく」(ディック・ブルーナ 文芸春秋)がきっかけで、芸術家としての道を歩み始めました。本展ではブルーナの多彩なデザインの仕事を紹介するほか、ミッフィーが家族をはじめ美術家を訪れ、子どもらしい感性でモダン・アートを学ぶこの絵本の物語に沿って、鹿児島県立美術館の所蔵品も紹介いたします。

本展は、ブルーナの作品や絵本の所蔵品に、大人も子どもも楽しめる機会となるでしょう。今年の夏はミッフィーと一緒に、美術館でアートとの出会いを楽しんでみませんか？

**見 て み よ う**

「うさこちゃん、びじゅつかんへいく」をガイドに、顔面や彫刻、工芸などさまざまな所蔵品を紹介。何が描かれているのかな？何でできているんだらう？ミッフィーと一緒に楽しく鑑賞しましょう。

1 ディック・ブルーナ「うさこちゃん、びじゅつかんへいく」1957年  
 2 ディック・ブルーナ「うさこちゃん、びじゅつかんへいく」1957年  
 3 ディック・ブルーナ「うさこちゃん、びじゅつかんへいく」1957年

**考 え て み よ う**

ブルーナが抱き出した表現に重点を置いて、背景にあるモダン・アートへの関心や、独自のデザインの秘密・魅力を探ります。ペーパーバックの装丁、絵本、ポスターなど100点を超えるブルーナの作品や資料から、シンプルで洗練されたデザインのエッセンスを探ってみましょう。

1 ディック・ブルーナ「うさこちゃん、びじゅつかんへいく」1957年  
 2 ディック・ブルーナ「うさこちゃん、びじゅつかんへいく」1957年  
 3 ディック・ブルーナ「うさこちゃん、びじゅつかんへいく」1957年

**作 っ て み よ う**

作品を見たあとは創作にチャレンジしてみましょう。ブルーナがイラストの配色を決めた方法を体験できる「うさこちゃん」や、ミッフィーの耳の形を作る「うさこちゃん」のワークショップがあります。

※観覧券の取扱いについては、観覧券の取扱いについて(観覧券)をご覧ください。

**関連イベント**

●観覧券の取扱いについては、観覧券の取扱いについて(観覧券)をご覧ください。

●観覧券の取扱いについては、観覧券の取扱いについて(観覧券)をご覧ください。

●観覧券の取扱いについては、観覧券の取扱いについて(観覧券)をご覧ください。

鹿児島市立美術館  
 KAGOSHIMA CITY MUSEUM OF ART

〒901-8511 鹿児島市中央1-1-1 TEL: 099-232-2863  
<http://www.city.kagoshima.lg.jp/museum/>



2026. **7.7日 → 9.13日**

夏の所蔵品展

学芸員の「暮らしのコレクションPart2」

美術館に行こう！  
ディック・ブルーナに学ぶモダン・アートの楽しみ方

観覧券割引券  
本展観覧券の観覧券、当日観覧券より **100円割引**